2020年11月　15日　No.192　　発行責任者 田中 孝史

かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶんかべしんぶんかべしん

第192号
郵政産業ユニオン PIWU TOKYO

郵政産業労働者ユニオン東京地方本部
104-0031 東京都中央区京橋3－6－3
京橋通郵便局5F
TEL・FAX 03-3535-5447
piwutokyo@yahoo.co.jp

判決に沿う規則改定を

正社員の労働条件引き下げは許されない

郵政20条最高裁は、非正規社員に年末年始勤務手当、夏期冬期休暇、年始の祝日給、扶養手当、有給の病気休暇、住宅手当が支給されないのは不合理と判断されました。それに伴い、中央本部は10月22日に就業規則・給与規定改定の要求書を提出し、10月30日に交渉を行ないました。

本社は「見直し案」を提示すると答弁

その場で会社は、「規則改定の見直し案は出す」としてきました。これに対して組合は、「正社員の労働条件を引き下げて、非正規社員の労働条件に近づけるような制度改正は許されない。最高裁の判決を真摯に受け止め、判決に沿った形で改正を」と再度主張しました。

就業規則が改定され、判決に倣い手当が支給されれば、住宅手当は最大2万7千円、有給の病気休暇も10割支給されます。非正規社員にとっては、月々の給与に対して住宅手当と有給の病気休暇の価値は大きく、生活に大きな影響を与えます。

職場の非正規社員からも、「住宅手当が支給されるようになったら助かる」「病気休暇が有給になれば不安材料が減るから安心」との声が上がっています。

今回の判決に勝利した様に、声を上げて活動すれば会社を動かし、労働環境を変えていく事が出来ます。声を上げる事は非常に大切です。

みなさんも自身の労働条件を改善させるために、声を上げていきましょう。そして郵政ユニオンに加入し、郵政職場をより良い労働環境に変えていきましょう。

国会前の憲法集会に3000人

11月3日、「憲法を守り、憲法を活かした政治」を求めた国会前行動が行われました。菅首相の日本学術会議6名の任命拒否は憲法違反であり、ただちに撤回するよう求めました。また、新型コロナは第3波がきているのに何ら対策がとられていません。異常に増え続ける軍事費をコロナ対策にまわして命と暮らしを守れの声もあげてきました。

んぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶんかべしんぶんかべしんぶんか